

## 令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：富士宮市

### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	82.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	101.6%
全職員	65.1%

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	92.4%
本庁課長補佐相当職	99.2%
本庁係長相当職	99.4%

#### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	91.4%
31～35年	94.8%
26～30年	97.4%
21～25年	89.6%
16～20年	85.5%
11～15年	85.7%
6～10年	90.0%
1～5年	61.7%

#### 【説明欄】

- 全職員に係る情報について
  - 任期の定めのない常勤職員の扶養手当と住居手当について、主たる生計維持者や住居契約者となっている男性に支給するケースが多い。
- 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報について
  - 令和4年度は、本庁部局長・次長相当職に女性職員がいない
  - 勤続年数26年以上の医師がいないため、勤続年数25年以下と比較すると男女の給与の差異が少ない。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。